

令和7年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもや子育て家庭の孤立を防止し、地域ぐるみで、支援を必要とするこどもや子育て家庭に気づき、見守り、支えるとともに、行政をはじめとする支援機関へつなぐことにより、こどもの見守り体制を強化することを目的に、予算の範囲内で交付する令和7年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、福井市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次条に定める補助対象団体が福井市内において実施する事業のうち、補助金の交付決定を受けた日以降に開始し、令和8年2月28日までに完了する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) かつて虐待があったり、今後生じるおそれがあるなどの継続的な見守りが必要であると市長が認める児童及び家庭（以下「支援対象児童等」という。）に対して実施すること。

(2) 次のいずれかの取組を通じて、概ね月1回以上、支援対象児童等の状況を把握すること

ア 居宅訪問やICT機器等を活用した見守り及び相談対応

イ 食事や食材の提供

ウ 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための学習支援

エ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

オ その他市長が認める支援

(3) 支援対象児童等を見守り、必要に応じて各種支援機関等と連携をとること。

(4) 食事の提供に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無

等に十分配慮し、事前に福井市保健所に相談すること。

- (5) 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること。
- (6) 開催時には食中毒や交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。
- (7) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- (8) 継続した取組であること。
- (9) 営利を目的とした事業でないこと。
- (10) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- (11) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付（以下「その他の補助金等」という。）を受けていないこと。ただし、その他の補助金等を受ける事業とこの要綱による補助対象事業を区分して実施する場合及びその他の補助金等を受ける事業に加え新たに本条に規定する取組を実施する場合等はこの限りでない。
- (12) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。
- (13) 福井県が行う、孤立している要支援家庭への見守り支援のための研修会へ出席すること。また、市との連携の強化に努めること。
- (14) 法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

（補助対象団体）

第3条 補助対象団体は、市内に活動拠点のある団体・グループ（以下「団体等」という。）とする。

2 前項に該当する団体等であっても、以下の各号に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 団体等の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体等

(2) その他、活動内容が公序良俗に反する団体等

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。ただし、納品等及び支払いが令和8年2月28日までに完了しているものに限る。

(補助額)

第5条 補助上限額は、1団体等・1事業当たり1,500千円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、同一団体が同一の場所で同一の人員でもって複数の事業を実施している場合及び同一団体が複数の場所で同一の人員でもって同一の事業を実施している場合は、サービス提供が一体的になされているとみなし、1事業として取り扱う。

2 補助額の1,000円未満の端数は切り捨てとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体等は、別に定める申請期間に、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業予算書(様式第3号)

(3) 団体等の規約・会則、役員名簿

(4) 団体等の概要や事業内容がわかる書類

(5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

(6) 個人情報保護に関する誓約書(様式第5号)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定前着手)

第7条 補助金の交付を申請した団体等は、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定前着手届出書(様式第6号)により届け出るものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付、交付予定額及び交付条件、又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該団体等に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた団体等が、対象事業の内容又は経費の配分の変更を必要とする場合は、補助金変更交付申請書（様式第9号）及び事業の変更内容等が確認できる資料を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で行う、軽微な変更は除く。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- (2) 補助対象経費総額の20パーセント以内の減額に伴う変更
- (3) 補助対象経費総額の変更を伴わない経費配分の変更で軽微なもの
- (4) 交付決定額の変更を伴わない、補助対象経費総額の増額

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、やむを得ないと認め承認したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により、承認しないときは、補助金変更不承認通知書（様式第11号）により、当該団体等に通知するものとする。

4 補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認申請書（様式第12号）により行うものとする。市長は、これを審査し、やむを得ないと認め承認し

たときは、令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認通知書（様式第13号）により、当該団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付の決定を受けた団体等は、四半期毎に報告書（様式第14号）及び支援対象児童等一覧（四半期報告用）（様式第15号）により、支援対象児童等の状況を市長に報告しなければならない。

2 交付の決定を受けた団体等は、事業完了30日以内又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに令和6年度福井市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書（様式第16号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 年次報告書（様式第17号）

(2) 事業決算書（様式第18号）

(3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

(4) 事業の実施状況がわかる資料

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第2項で規定する報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第19号）により通知したうえ、補助金交付請求書（様式第20号）を受領後、補助金を交付する。

（補助金の概算払い）

第12条 市長は、特に事前に必要と認めるときは、交付予定額の5分の4を上限として概算払いを行うことができる。

2 交付の決定を受けた団体等は、前項の規定に基づき概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第21号）を市長に提出しなけ

ればならない。

3 概算払いした補助金は、前条の規定により確定した交付額に基づき精算する。

4 第9条第4項の規定により事業を中止又は廃止する場合は、交付の決定を受けた団体等は、概算払いで受けた補助金の全額を返還しなければならない。

(交付の取消し等)

第13条 市長は、交付の決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

(2) 交付の目的以外に補助金を使用したとき

(3) 第9条第3項又は第4項の規定により、変更、中止又は廃止の承認を受けたとき

(4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき

(5) この要綱の規定に違反したとき

(交付の条件)

第14条 交付の決定を受けた団体等は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税等について)

第15条 第6条の交付申請及び第9条の実績報告にあたっては、団体等は、対象経費から消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定

する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を除外して補助金額を算定し、申請または報告を行うものとする。ただし、以下に掲げる団体等にあつては、消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者
- (3) 簡易課税事業者である補助事業者
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- (5) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

2 前項第5号により消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定した団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第22号）により速やかに市長に報告することとする。

なお、団体等が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、報告があつた場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

人件費 ・ 居宅訪問やこどもの状況把握等を行うスタッフの人件費等
通信輸送費 ・ 居宅訪問や食料品配送等に係る交通費、ガソリン代、レンタカー費用、配送料等
賃借料 ・ ICT機器（パソコン、プリンタ、タブレット等）のリース費用 ・ 食料品の保管場所や会場使用に要する経費
需用費 ○ 食糧費 ・ 食材やお弁当、調味料など （弁当一食あたり 800 円を超える額など、通常より著しく高額と判断される経費は対象外とする。） ○ 消耗品費 ・ 食事の提供や学習支援に必要な消耗品等の購入経費 （耐用年数が1年未満かつ1件当たりの金額が20千円未満のものに限る。） ○ 印刷製本費 ・ 事業周知のためのチラシ作成費用 （当該事業とは別の内容の周知を含むチラシの作成費用は対象外とする）
光熱水費 ・ 食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費 （事務所に關する光熱水費は対象外とする。ただし、専用のメーターの検針等により当該事業に使用した料金が明確に算定できる場合は可）
手数料 ・ 支払いにかかる振込手数料
その他経費 ・ 職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等

- ・ 事業の趣旨に合致し、支援対象児童等の状況把握のために特に必要があると認められる経費
- ・ 開催時の食中毒や交通事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険に加入する経費
- ・ ボランティア保険等

< 特記事項 >

- ・ 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- ・ 団体等の経常的な経費と区別ができない経費は対象外とする。
- ・ 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、備品の購入にかかる経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。
- ・ 第2条第2号アからオに定める支援については、市長が必要と認めた支援対象児童等に対して実施し、かつ支援対象児童等の状況の把握を行うもののみを補助対象とする。よって、例えば、食事や食材の提供については、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供が含まれるが、支援対象児童等の状況の把握を行わず、単に食事の提供のみを行う場合や、市長が必要と認めた支援対象児童等以外に対する食事の提供については、補助対象外とする。